

用語集

アセスメント

「評価」「査定」「事前評価」。利用者に関する情報収集を指す。

医療ソーシャルワーカー（MSW～Medical Social Worker）

主に病院において、疾病を有する患者等が、地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう、社会福祉の立場から、患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進を図る相談専門職。

胃瘻（いろう）

口から食べたり飲んだりできない人や栄養を補う必要のある人のために“おなかに小さな口”を内視鏡を使って造り、そこから水分や栄養を補給するもの。

A D L（Activities of Daily Living）

人間が毎日の生活を送るための基本的動作のことであり、具体的には身の回りの動作（食事、更衣、整容、排泄、入浴の各動作）と移動動作を指す。

介護予防サービス事業

老化予防や心身の健康維持、向上を目的とし、それを支援するサービス。（対象は要介護認定で「要支援1」「要支援2」と判定された方）

介護予防支援事業

介護が必要な状態になることを防ぎ、元気でいきいきとした暮らしを続けていくための事業。介護が必要な状態ではないが、生活機能が低下していて将来的に要介護状態になるおそれのある65歳以上の方が対象。（介護保険給付の対象外の方）

介護療養型医療施設

要介護1から5という認定を受けている方が入所対象。急性期の治療が終わって自宅へ帰るまでの間に、治療や介護、リハビリテーションなどを行うためのご高齢者の施設であり、自宅での自立した日常生活を送ることが出来るようにする施設。

介護老人福祉施設

要介護1から5の認定を受けている方が入所対象。特別養護老人ホームであって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行なうことを目的とする施設。

居宅介護支援事業

在宅の要介護状態の高齢者が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるよう、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介等を行うケアマネジメントのこと。高齢者から依頼を受けた指定居宅介護支援事業者が行う。

居宅サービス事業

介護保険法において実施される、在宅介護をサポートするためのサービスのこと。訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護などのほか、福祉用具貸与も含む。

ケースカンファレンス

チーム内で方針を決定するための会議のこと。これから関わりをもつ事例についてのみ、前もって検討するための会議とは限らず、すでに終了した事例について、評価する際にも行われる。介護に携わるチームが数種の職種から構成されている場合には、わかりやすく「サービス担当者会議」と表現することもできる。

キーパーソン

「鍵を握る人物」といった意味の言葉。介護サービスの提供過程において、ケースカンファレンスを行う場合には、利用者本人ともっとも信頼関係を築くことのできている人物を指す。

また、利用者の意思決定の確認や支援方針などを決める際、家族や親族の中で介護の中心的な役割を果たす人物のことを指す場合もある。

経管栄養

嚥下（えんげ）障害で口から十分に栄養摂取することができない場合の栄養補給方法で、鼻腔か腹部にチューブから液状栄養物を補給で

きるように施術して栄養維持を図るもの。

コア会議

受付記録をもとに担当部局管理職や相談受
理者、地域包括支援センター等のメンバーで緊
急性の判断を行うとともに、虐待事例に対する
援助方針、援助内容、各機関の役割、主担当者、
連絡体制等について協議を行う場であり、高齢
者虐待への対応の中で中核をなすもの。

コーディネーター

一般的には、仕事の流れを円滑にする調整役
のことを指す。虐待対応においては、支援に携
わるほかの機関や団体の人とチーム対応を推
進するうえでの調整役をいい、統合的に調整す
る重要な役割を担う。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険の診療報酬、介護保険の給付費
などの審査支払いを主要業務とする団体で、都
道府県に設置されている。また、サービス事業
者の対応の悪さ、契約違反などの介護サービス
に関して、苦情や不満がある場合の苦情相談窓
口にもなっている。

失語症

脳の損傷により、聞く、話す、読む、書く等
に何らかの困難が生じる言語障害。

主な症状として、言いたい言葉がでてこない、
言いたい言葉と別の言葉がでてしまう、聞こえ
ているのに言葉が理解しにくい、文字が書けな
い、声に出しても文字は読めてもその意味が理
解しにくい等がある。

司法書士

他者からの依頼を受けて、140万円以下
の法律事件の解決 登記業務 法律文書の作
成業務を行う専門職。また、成年後見制度にお
いて、社団法人成年後見センターリーガルサポ
ートを設立し、高齢者などへの支援を行っている。

主訴

主に、医療や福祉の分野で使われる言葉で、
患者や被介護者の訴えの中で、中心となる訴え
のこと。

小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービスに位置付けられ通いを
中心として、登録された利用者(定員25名以
下)を対象に施設の職員が、利用者宅を訪問し
たり、利用者が施設に宿泊するサービスを組み
合わせて日常生活上の世話、機能訓練を受ける
施設。

消費者センター

消費生活の安定と向上を図る目的で設置。消
費生活相談苦情処理、斡旋、講習会や消費生活
に直接係わる問題に応じ、消費者啓発・育成の
場としての活動の拠点。

褥瘡(じょくそう)

褥瘡(じょくそう)とは長期間ベッドに寝て
いる患者や車いすを利用している患者さんに
多くみられる、いわゆる“床ずれ”と呼ばれる
もの。痛みなどの知覚の低下した場合に発生し
やすくなる。好発部位は骨と皮膚との間に加重
がかかりやすいところで、仙骨(せんこつ)部
(おしりの中心) 坐骨(ざこつ)部(座った
ときにあたるおしりの両脇) 大転子部(横に
なるときにあたる腰の部分)など。圧が長時間
加わることにより、その部位の血行が悪くなり、
皮膚・皮下組織まで傷害される。また、ずれに
より生じる力も褥瘡の原因となる。

身上監護(しんじょうかんご)

本人の生活や健康、療養等に関する職務をい
う。例えば、被後見人の住居の確保及び生活環
境の整備、施設等の入退所の契約、被後見人の
治療や入院等の手続などを行うことをいう。

生活応急資金貸付事業

低所得世帯に不時の出費を援護し、経済的自
立の助成と、福祉の増進を図るため貸付を行っ
ている。貸付対象世帯等の規定あり。苫小牧市
社会福祉協議会が相談所となっている。

精神科ソーシャルワーカー(PSW ~ Psychiatric Social Worker)

精神障害者とその家族の生活上・医療上のさ
まざまな問題に取り組んでおり、例えば社会復
帰施設の利用に関する相談やホームヘルパー
の派遣手続きなど、関係各機関と連携して精神
障害者が社会復帰を果たすための指導や援助、
訓練をおこなっている。

地域密着型（介護予防）サービス事業

今後ますます認知症高齢者や独居高齢者の増加が見込まれている中、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けるためのサービスとして、平成18年の介護保険法の改正で創設された。

介護度によって、（介護予防）認知症対応型通所介護（デイサービス）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護などのサービスを利用することができる。（原則として、その事業所所在地の被保険者だけが利用できる。）

法務局

法務局は、法務省の地方組織の一つとして、国民の財産や身分関係を保護する、登記、戸籍、国籍、供託の民事行政事務、国の利害に関係のある訴訟活動を行う訟務事務、国民の基本的人権を守る人権擁護事務を行っている。（法務局、地方法務局及び支局では、登記、戸籍、国籍、供託、訟務、人権擁護の事務。出張所では、主に登記の事務を行っている。）

社会保険事務所

社会保険事務所の所管は、厚生労働省の外局である社会保険庁。社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業、国民年金事業などを担当する社会保障担当の行政機関。地方支分部局として都道府県単位の社会保険事務局があり、その傘下に社会保険事務所がある。

中心静脈栄養 (IVH ~ Intravenous Hyperalimentation)

中心静脈栄養法とは、主に鎖骨下の大静脈に留置カテーテルを挿入して、高カロリー輸液で栄養補給をする方法で、静脈経路のみによる十分な栄養の維持が可能となる。手術後や消化器疾患などで、必要な栄養量を口腔摂取できない方が対象。

ニーズ

ニーズとは、欲求、要求、需要を意味し、人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本的条件やサービスが欠けている状態の

時、ニーズを持って入ると判断する。

認知症鑑別診断

認知症と似たような症状の病気として、うつ病（仮性認知症）やせん妄などがある。医師が認知症であるかどうかを診断するうえで、よく似た病気と区別することを鑑別診断という。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症を持つ高齢者が、1ユニット9人以下の少人数で、家庭的な雰囲気のなかで共同生活をしながら、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話、機能訓練などが受けられる施設。原則として、住民票を置いている市町村の施設を利用することができる。認知症の診断を受けた、要介護、要支援の方が利用できる。

ばあとなあ北海道

成年後見制度を幅広くすすめるために、社会福祉士の職能団体である、社団法人日本社会福祉士会主催の「成年後見人養成研修」を修了した受講者によって、権利擁護センター「ばあとなあ北海道」が立ち上げられた。「ばあとなあ」に登録された会員は、弁護士や司法書士と連携し、ネットワークを活かしたきめ細やかな後見活動を行っている。

長谷川式簡易知能評価スケール

認知症の診断において、記憶力・記銘力・見当識障害などの症状の有無を判断するのに用いられる簡単なテストのことで、日本では広く行われている認知症の検査のひとつ。質問式で9項目のテストを行います。最高得点は30点。20点以下を認知症の疑いあり、21点以上を非認知症と思われると区分している。

北海道高齢者虐待防止センター

道の事業として、高齢者虐待への対応、防止に取り組む市町村、地域包括支援センター等への総合的、専門的な支援を行うことを目的として設置されている。（北海道社会福祉協議会に委託）。主な業務内容は、高齢者虐待防止推進委員会の運営（市町村が抱える困難事例への助言など）高齢者虐待実態調査の実施、高齢者虐待防止担当者研修会の開催、その他情報収集・提供、広報啓発などを行っている。

モニタリング

ケアマネジメントの一過程。ケアプランに照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、介護提供者の活動と利用者の生活を見守ることをいう。

リーガルサポート(社団法人 成年後見センター)

高齢者・障害者の権利を擁護することを目的に司法書士を正会員として設立され、司法書士後見人として、身上監護や財産管理の役割を担っている。

リスクアセスメント

危機の発生に際して、発生源、伝播の経路、被害者の反応、発生頻度などのデータに基づき、どれだけ影響があるかを評価すること。危機評価。